

特別養護老人ホームの整備事業者の審査において加点評価を設けた経緯について

上越市介護保険施設整備等検討委員会からの提案内容について（1月30日）
平成25年度整備事業者の選定終了後に、上越市介護保険施設整備等検討委員会委員から施設整備に当たっての募集要項、事業者選定のプレゼンテーション及び評価内容とウエイト等について、26年度整備事業者募集に向けての意見を寄せていただいたところ、「介護保険事業計画を見ても圏域のニーズまでは読み取れない。施設整備は圏域格差の拡大が懸念されるため、審査においてウエイトの考え方は必要ではないか。」との意見が寄せられました。

提案を受けて平成25年度第1回会議において協議（5月30日）

「介護保険事業計画を見ても圏域のニーズまでは読み取れない。施設整備は圏域格差の拡大が懸念されるため、審査においてウエイトの考え方は必要ではないか。」との提案をいただき、事務局として委員に対し「日常生活圏域ごとの高齢者人口、高齢化率、認定者数、認定率、特別養護老人ホーム入所申込者数のデータを参考に、審査において施設整備の圏域ごとにウエイトをつけることも一つの方法と考えるので、委員の皆さんに意見を伺いたい。」との内容で協議しました。

第1回会議の該当部分の議事録を一部抜粋

事務局：特別養護老人ホームの入所申込者が多い圏域での整備には加点をすることについて、今一度確認させていただきたい。

座長：では加点評価のところ、100人以上の圏域に整備すれば何点ということがあったが、こういう加点の案でよろしいか。

委員：先ほどの入所申込者数が100人を超えるとプラスになったりするが、結局お年寄りの人数が多いところが入所申込者数が多いということが分かるし、例えば城東は施設がたくさんあるのにまだ申込者もたくさんいるので、こういうところで手を挙げれば有利になるということか。

事務局：おっしゃるとおりである。

座長：では加点としては、待っている人が多い地域というところでもよろしいか。では、募集要項にそのように示してください。

上記内容は、「法人に対する評価」及び「事業提案に対する評価」で100点満点に、特別養護老人ホーム入所申込者が100人以上の圏域に整備した場合は2点、50人以上100人未満の圏域に整備した場合は1点を加点するかどうかを議論したものです。